

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

北海道国民年金 事案 2347

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、20歳から60歳までの国民年金加入期間を通じて、国民年金の住所変更や被保険者資格種別変更の届出などを夫の分を含めて適切に行い、国民年金保険料の納付も欠かすことなく行っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、国民年金に加入した昭和46年11月以降、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間当時に国民年金保険料の納付を行うことが困難な状況にあったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 19 日

年金記録によると、A社から支給された申立期間の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月20日から同年9月1日まで

A社に昭和43年4月1日から勤務し、平成6年12月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動した時期であり、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年8月20日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた20人のうち17人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたも

のと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚17人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 19 日

A社に在籍し、B社に出向していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、申立期間においてB社に出向していたが、当社で厚生年金保険の適用を受けており、出向先で賞与が支給された場合の当該賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届については、出向先から賞与支給額の報告と当該賞与から控除された厚生年金保険料相当額の送金を受け、当社が社会保険事務所（当時）に届出を行う取扱いであった。」と回答しているところ、申立人の出向先であるB社から提出された平成18年6月分の賞与支給額計算書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給額計算書で確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月19日

A社に在籍し、B社に出向していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、申立期間においてB社に出向していたが、当社で厚生年金保険の適用を受けており、出向先で賞与が支給された場合の当該賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届については、出向先から賞与支給額の報告と当該賞与から控除された厚生年金保険料相当額の送金を受け、当社が社会保険事務所（当時）に届出を行う取扱いであった。」と回答しているところ、申立人の出向先であるB社から提出された平成18年6月分の賞与支給額計算書及び申立人から提出された預金通帳（写し）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給額計算書で確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時、同居していた勤務先の事業主の妻が納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が同居し、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする事業主の妻は既に死亡しており、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳において申立期間直前の昭和48年度及び49年度の国民年金保険料は過年度納付されており、保険料が納付期限までに納付されていなかった状況が見られる上、申立期間当時同居していた事業主及びその妻も申立期間の保険料は未納であることから、申立人の保険料のみが納付されたとは考え難い。

さらに、事業主の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに事業主の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2349（釧路国民年金事案 17 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年11月まで

私は、昭和46年春にA県からB市の実家に戻りアルバイトをしていた。

申立期間当時、給料は全て父親に預け、国民年金保険料やその他の支払も全て父親に任せていた。

申立期間の国民年金保険料について、当時の領収書等はないが、父親が納付したはずであり、未納とされていることに納得できないと年金記録確認釧路地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、私の姉が、申立期間の国民年金保険料の納付について証言してくれるので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親も既に亡くなっていることから、当時の保険料の納付状況が不明であること、ii) 父親が保険料を納付してくれたはずと申立人が主張する根拠は、「おまえの分も払っておく。」と父親から聞いたとする記憶のみであり、当時申立人と同居していた姉からも父親が申立人の保険料を納付したことを裏付ける証言を得ることができなかったこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和53年6月頃に払い出されたものであると推定され、その時点で申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であること等を理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づく平成20年3月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時に同居していた姉が申立期間の国民年金保険料の納付について新たに証言してくれるとしていることから、再度姉から聴取したが、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言を得ることはできなかった上、当委員会において、これまで収集した資料を再度検討したが、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに年金記録確認釧路地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務していた申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の社会保険事務所(当時)における脱退手当金を支給した場合の事務処理は、脱退手当金裁定請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給した旨の「脱」又は「脱退」表示を行い、請求者に返還することとされており、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証には、「脱退・B」の表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約4か月後に脱退手当金が支給決定されている上、同社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月12日から35年3月1日まで

申立期間は、A社B出張所に継続して勤務していたが、年金記録によると、同社同出張所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和35年3月1日になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B出張所に勤務することとなった経緯に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社同出張所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B出張所は、昭和35年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B出張所は、昭和43年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社本社は、「当時の資料は保管していない。当社本社はC県D市にあり、B出張所は遠隔地であったため、当時、従業員の採用、給与事務及び社会保険の加入について、同出張所が独自に行っていたと聞いている。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、同社同出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同

僚 11 人のうち、生存及び所在が確認できた 7 人（申立人が名前を挙げた同僚 4 人を含む。）に照会し、5 人から回答が得られたところ、このうち 4 人は、「昭和 35 年 3 月 1 日より前から A 社 B 出張所に勤務していた。」と供述している上、当該 4 人のうち 2 人は、「A 社の事業主から誘いを受け、昭和 34 年の年明け頃から、申立人と一緒に同社 B 出張所の開設準備を行い、同年春頃には営業を開始した。しかし、営業開始後に採用された事務員が社会保険の加入手続を行ったと記憶している。それ以前は厚生年金保険に加入しておらず、健康保険の被保険者証も交付されていなかった。申立期間当時の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と具体的に供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間は、A公共企業体B局で正職員として勤務し、業務に従事していたが、年金記録が無い。

申立期間について、以前、共済組合の加入記録は無いと聞いたので、厚生年金保険の加入状況を調査し、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間後に勤務した事業所が保管する申立人に係る人事記録の記載内容から判断すると、申立人が、昭和 41 年 1 月 30 日から同年 6 月 30 日までの期間において、A公共企業体B局で臨時雇用者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の承継先であるC社D支店は、「正職員として雇用していた者については、当時の人事記録、社員名簿及び給与に関する記録を保管しているが、正職員以外の臨時職員等については、これらの資料を保管しておらず、申立人のものは確認できない。また、臨時職員等について、当時は様々な雇用形態があり、それによって被用者年金の取扱いが異なっていたが、申立人がどの雇用形態に該当していたのか確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の上司二人及び他部署の同僚一人の名前を挙げているものの、いずれも姓のみの記憶であり個人が特定できない上、同職種の同僚については、名前を記憶していないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について確認したと

ころ、申立人の名前は見当たらない上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している35人のうち、生存及び所在が確認できた14人に照会し、11人から回答を得られたものの、業務内容については、いずれも、書類整理等の事務又は雑務と供述しており、申立人と同様、業務に従事していたとする者はいない。

なお、申立人は、A共済組合の組合員であった可能性も考えられることから、同共済組合員の共済年金の記録を管理しているE年金基金に照会したところ、「申立人に係る共済組合の加入記録は確認できない。なお、当時の共済年金については、退職する際に退職一時金を受給するか、掛金を将来受給する年金の原資とするかを選択できた。どちらを選択しても当基金に記録は残るが、勤務期間が1年未満であった者については、いずれも対象外となるため、記録は残らない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4856

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 12 日から 55 年 6 月 1 日まで

昭和 46 年から A 医院で看護師として勤務していたところ、54 年に院長が亡くなり、別の院長が来て、事業所の名称は B 医院となったが、60 年に退職するまで両医院に継続して勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、昭和 50 年 10 月 12 日に A 医院の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、55 年 6 月 1 日に B 医院で同被保険者資格を取得した記録となっており、申立期間の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び A 医院が B 医院となった経緯等に関する申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に、両医院で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿によると、A 医院は昭和 54 年 12 月 1 日に、B 医院は 62 年 12 月 4 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C 医師会の回答によると、A 医院の当時の院長は既に死亡している上、B 医院の当時の院長は、「資料を保管していないため、当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、A 医院及び B 医院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間の一部の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 8 人に照会し、7 人から回答を得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所に係る被保険者原票によると、夫の健康保険の被扶養者として申立人の名前が記載されていることが確認できる。ところ、申立人は、昭和52年7月の高額療養費の支給対象者として、保険給付された記録がある上、扶養開始年月日欄は空欄となっているものの、扶養終了年月日欄に、「55.7.1 就職」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。